別表１第二条第一号に掲げる自動車の項中「１―１（１）から（３）まで」を「１―１（１）及び（２）」に改め、「及び（２）」を削り、同表特定改造自動車のうち燃費算定告示別表一第二号の左欄に掲げるものの項を削り、同表特定改造自動車のうち燃費算定告示別表二第七号及び第八号の左欄に掲げるものの項中「１―１（３）」を「１―１（２）」に改め、同表特定改造自動車のうち燃費算定告示別表二第七号の左欄に掲げるものの項中「１―１（４）から（７）まで」を「１―１（３）から（６）まで」に、「１―１（３）から（５）まで」を「１―１（２）から（４）まで」に改め、同表特定改造自動車のうち燃費算定告示別表二第一号の左欄に掲げるものの項中「１―１（４）」を「１―１（３）」に改め、同表特定改造自動車のうち燃費算定告示別表二第二号の左欄に掲げるものの項中「１―１（５）」を「１―１（４）」に改め、同表特定改造自動車のうち燃費算定告示別表二第三号から第五号までの左欄に掲げるものの項中「１―１（３）」を「１―１（２）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百七十六号

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年運輸省・通商産業省令第三号）附則第二項の規定に基づき、特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示

特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成二十一年国土交通省告示第九百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ヲ中「１－１(3)」を「１－１(2)」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百七十七号

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年運輸省・通商産業省令第三号）附則第二項の規定に基づき、乗用自動車等のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領を次のように定めたので、告示する。

平成二十八年十月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

乗用自動車等のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領

（目的）

第一条　この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和54年通商産業省・運輸省令第３号。以下「省令」という。）附則第２項の規定に基づき、乗用自動車（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「令」という。）第21条第１号に規定する乗用自動車をいう。以下同じ。）であって乗車定員９人以下のもの若しくは車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）3.5トン以下のもの又は貨物自動車（令第21条第８号に規定する貨物自動車をいう。以下同じ。）であって車両総重量3.5トン以下のものについて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第１号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値（ＷＬＴＣモード法（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号）第１条第３号に掲げる方法をいう。以下同じ。）により算定した燃料１リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。）を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。

（エネルギー消費効率相当値を算定することができる自動車）

第二条　省令附則第２項に規定する国土交通大臣が告示で定める自動車は、乗用自動車であって乗車定員９人以下のもの又は車両総重量3.5トン以下のもの及び貨物自動車であって車両総重量3.5トン以下のもののうち、道路運送車両法第75条第１項の指定に当たり、ＪＣ08モード法（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第１条第２号に掲げる方法をいう。）によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第１号イに規定するエネルギー消費効率が算定されるものとする。

（エネルギー消費効率相当値の算定）

第三条　国土交通大臣は、前条に規定する自動車について、当該自動車に係る道路運送車両法第75条第１項の申請をする自動車製作者等（自動車を製作することを業とする者又はその者から自動車を購入する契約を締結しているものであって当該自動車を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とする者を含む。）をいう。以下同じ。）の申請により、ＷＬＴＣモード法によるエネルギー消費効率相当値を算定することができる。

（算定の申請）

第四条　前条の算定を受けようとする自動車製作者等は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書を、独立行政法人自動車技術総合機構に対し、その写しを提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所

二　車名及び型式

２　国土交通大臣は、前項に規定するもののほか、申請者に対し、エネルギー消費効率相当値の算定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

３　第１項の申請は、道路運送車両法第75条第１項の申請と同時に行わなければならない。

（算定の基準）

第五条　国土交通大臣は、前条の申請があった場合において、当該算定の申請者が次に掲げる者に該当しないものであると認めるときは、ＷＬＴＣモード法により第３条の算定を行わなければならない。

一　道路運送車両法若しくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律又はこれらに基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

二　第８条の規定によりエネルギー消費効率相当値の算定の取消しを受け、その取消しの日から２年を経過しない者（当該算定を取り消された者が法人である場合においては、当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。第４号において同じ。）であった者で当該取消しの日から２年を経過しないものを含む。）

三　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人が前２号又は次号のいずれかに該当するもの

四　法人であって、その役員のうちに前３号のいずれかに該当する者があるもの

（通知）

第六条　国土交通大臣は、第３条の算定をしなかったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

（変更届出）

第七条　第４条の申請をした自動車製作者等は、同条第１項第１号の内容に変更があったときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

（算定の取消し）

第八条　国土交通大臣は、第４条第１項の申請書の内容に虚偽があったことが明らかになったとき又は同項の申請に係る自動車について自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）第４条の２に基づき型式の指定の効力が停止されたときは、第３条の算定を取り消すことができる。

（公表）

第九条　国土交通大臣は、前条の規定により算定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。